

第 80 号議案

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 19 年 9 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年足立区条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 廃棄物処理手数料の部手数料の欄中「28 円 50 銭」を「32 円 50 銭」に、「54 円」を「61 円」に、「1,900 円」を「2,200 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日以後に収集し、及び運搬する廃棄物に添付される有料ごみ処理券の交付に伴う改正後の足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表に定める手数料の徴収は、平成 20 年 3 月 21 日から行うことができる。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、既に交付済みの有料ごみ処理券（付則第 1 項ただし書の規定により交付された場合を除く。）は、施行日以後 1 月の間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した者については、新条例別表に定める廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。
- 3 別表中臨時に排出する占有者又は事業者の廃棄物処理手数料の改正

規定は、施行日以後に区長が処理の申込みを受けた場合に適用し、この条例の施行の際、既に申込みがされている場合における手数料は、なお従前の例による。

(提案理由)

廃棄物処理手数料を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。